

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和元年度)

要請事項	回 答	担当部局
1. 労働者福祉運動・事業の連携・支援について		
(1) 一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労福協)は、すべての働く人たちの幸せと豊かさをめざして労働者福祉運動を推進している。労働者の福祉充実と生活向上を、「労働者のための福祉」と「労働者による福祉」の両面から捉えて、労働者の環境改善に向けての相談・啓発活動、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた文化・体育事業の実施、また将来を担う若者や子どもたちが安心・安全に暮らせる社会づくりに向けた活動等、を行ってきた。 また、人口構造や世帯の姿の変化に伴い、これまでの「家族で支える」から「地域・社会で支える」への方向転換が急がれており、社会保障制度の機能強化・地域コミュニティ機能の強化・多様なセーフティネットの構築、強化等 に向けて活動を進めている。 ついで、鳥取県労福協が進める、人々が支え合う「共生社会」の実現に向けての活動に対して継続した支援と連携をお願いしたい。	労働者のための福祉、労働者の環境改善に向けた活動 への支援に関して 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会(労福協)に対しては、鳥取県労働者福祉協議会補助金により、労働者スポーツ祭典や勤労者美術展など労働者福祉の増進に資する事業に対して支援をしており、令和2年度予算においても引き続き対応していく予定。労福協への委託による「THE社会人」の作成・配布についても財政的支援を継続し、令和2年度も県教育委員会高等学校課と連携して県内の高校3年生に配布する予定である。 今後の県内の企業等からの要請等をふまえ、引き続き連携・協力をしていきたい。	・商工労働部(とっとり働き方改革支援センター)
	社会保障制度、地域コミュニティ機能の強化、セーフティネットの構築・強化 への支援に関して 鳥取県労働者福祉協議会の進める人々が支え合う「共生社会」の実現に向けての活動については、県として必要な支援と連携を行っていききたい。	・福祉保健部(福祉保健課)
(2) 鳥取県からの委託事業として中小企業労働相談所「みなくる」を運営しているが、働き方改革に関しては使用者、労働者の双方から相談が持ちかけられている。労使間トラブルの相談は相変わらずあるが、働き方改革に関する法令等が十分に理解されないまま正規・非正規の労働者を問わず、有給休暇の取得や賃金、手当での減少、不合理な待遇差が禁止されるルールの同一労働同一賃金での均衡待遇・均等待遇の規定整備など、不安・心配による相談も増えてきた。また、退職後の相談者で、退職前に知っておくべき制度についての相談もあるが、「みなくる」の知名度の向上によって、早めの相談で不利になる労働者を減らすことも必要と痛感している。 ついで、下記のとおり委託事業について前向きな検討をお願いしたい。 ① 働き方改革関連など相談内容に対応していくため、相談員への情報提供やスキルアップを図る連携強化をあらためてお願いしたい。	①に関して(センター) 働きやすい職場づくりの促進のため、令和2年度、働きやすい鳥取県づくり推進事業(働き方改革促進事業)において、みなくる労働相談員、企業のハラスメント相談窓口や自治体・教育機関の就業支援窓口の担当者向けの研修の実施を予定している。 なお、令和元年度、同事業において、商工団体の支援担当者を対象とした働き方改革関連法の概要や企業支援時のポイントを伝えるスキルアップ研修を計5回実施し、みなくる相談員にも毎回参加いただいた。令和2年度も、働き方改革に関して、より具体的な企業支援を進めるためのスキルアップ研修を予定している。	・商工労働部(とっとり働き方改革支援センター)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和元年度)

要請事項	回 答	担当部局
② 労働者が、休職・退職などの場面において、制度の知識不足によって不利益が生じることがないよう、またハラスメントを受けて困った時に「みなくる」に相談する、等さらに「みなくる」の知名度が上がっていくための施策を進めていただきたい。	②に関して 引き続き、県のホームページで周知するとともに、関係機関との会議、県主催のセミナー等でのチラシの配布、県政だよりや新聞広告による県事業広報等の機会をとらえて、「みなくる」の周知を図りたい。	・商工労働部(とっとり働き方改革支援センター)
③ 県立ハローワークを開設し就職支援を積極的に進められている中、後に、「みなくる」に雇用契約が求人時の内容と差異があるとの相談を受けることがある。国・県のハローワークへ問い合わせを行うも有効な回答がなく、「みなくる」に相談するように言われたとの事例もある。 信頼関係から就職支援を進めることは当然のことと考えれば、各機関の支援員、相談員が更なるスキルの向上と密接な連携を進めて、就職トラブルの防止に努めていただきたい。	③に関して 県立ハローワークでは、労働契約後のトラブルを防止するため、求人を受理する際には、雇用形態や期間、業務内容などについて適正な労働条件の明示を求めることとしている。 また、雇用契約時に求人条件と異なることがあった場合、労働者が希望すれば、当該求人企業に対して確認を行っている。 なお、最終的な労働条件は求職者と求人企業で結ぶ雇用契約が根拠となることから、雇用契約の内容をきちんと確認することが重要であり、今後は、求職者に対し、雇用契約時に求人内容と異なる点がないか確認するよう案内を徹底する。さらに、労働者からの相談内容について企業に確認した結果、問題があると認められる場合は、改善を促すこととする。	・商工労働部(県立鳥取ハローワーク)
(3) 労働施策総合推進法に盛り込まれた、パワハラ防止措置の企業への義務づけが2020年4月より実施されることとなり、従前から規定されていたセクハラ、マタハラを含めると前進と言える。事業主・労働者ともに、あらためてパワハラについての関心と理解を深めるような注意喚起と指導を徹底していただきたい。 また、就活セクハラ、フリーランスに対するハラスメント、性的マイノリティに関するハラスメントなど、あらゆるハラスメントをなくすための法制度の構築を国に対して早急に要望していただきたい。	みなくる事業によるハラスメント対策に関して みなくる事業では、労働セミナーの実施、社内研修への講師派遣等により企業にパワハラを含むハラスメントについて企業への普及啓発を行っていただいている。 また、県でも、令和元年8～9月に公正採用選考人権啓発推進員研修会に合わせた職場づくりセミナーを「ハラスメント」をテーマに実施しており、引き続き、機会を捉えて事業主・労働者へ注意喚起を行っていききたい。	・商工労働部(とっとり働き方改革支援センター)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和元年度)

要請事項	回 答	担当部局
(3) 続き	就活セクハラ、あらゆるハラスメントをなくすための法制度の構築に対する国への要望に関して 今年度、厚生労働省により「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が示され、同指針においては、事業主自らが雇用する労働者以外の者(就職活動中の学生等)に対しても必要な措置等を行うことが望ましいこととされたことから、今後、同省(労働局等)においてもリーフレット等を活用して同指針に沿った啓発等の取組が行われる見込み。この他、本県においては、昨年12月に県内の行政、高等教育機関、経済団体等をメンバーとする連絡会議を開催し、就職活動中の学生に対するハラスメント防止対策に連携して取り組んでいくことを確認し、チラシや研修会の機会等を通して啓発等を行っているところ。今後も引き続きこれらの取組を進めるとともに、必要に応じて、国に対しても対策の強化等を要望することを検討していきたい。	・商工労働部(雇用政策課)
(4) 鳥取県労福協では社会人前教育(労働法関連講座)を、県内の高校や大学・短大等で行っている。教材としては鳥取県・連合鳥取・鳥取県経営者協会の協力、支援のもとで発行している労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用し、社会人としてのルールやマナー等、基礎知識の習得やトラブルの未然防止に努めている。また、他の団体による講義も実施して知識の取得に向けた取り組みが行われていることは承知しているが未だ十分な教育になっているとは言えない。また、県内の高校3年生全員に冊子を配布しているが、配布だけに留まっている高校も見受けられる。就職する生徒はもとより、進学する生徒においても進学後のアルバイトは当たり前となっている中、人手不足によってアルバイトだけで仕事を回す企業があるのも事実である。過酷な労働環境で辞めたくても辞められないと訴える現状がある中、高校生が在学中に労働に関するルールを学習する機会の確保や相談窓口の周知をこれまで以上に図る必要がある。 ついては、社会人前教育が教育現場で重要な講義であることを徹底していただきたい。	現在、高校では、専門家や企業から招聘した講師による出前授業や労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用した学習を通して、労働に関するルールや相談窓口等について学んでいるところである。 県教育委員会としても、労働法制を学ぶことは、高校生が実社会で生きていくために必要な知識や主体的に社会とのかかわる態度を身に付け、社会参画の意識を高めることにつながるものと認識している。 今後も、労働法制等に関する学習が、一層有効なものとなるよう、関連機関と連携を図りながら進めて参りたいと考える。	・教育委員会(高等学校課)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和元年度)

要請事項	回 答	担当部局
2. 消費者行政の充実強化に関する要請について (1) 鳥取県労福協は、県内の高校生に対して賢い消費者になるための「消費者講座」を中国労働金庫の協力を得て、出前講座を実施している。鳥取県においても出前講座を開催して普及啓発を積極的に取り組まれていることも承知している。 しかし、学校現場の状況を見た時に、未だ十分な取り組みとは言えない中、昨年の要請回答で消費者教育の教員研修を実施するとの回答を教育委員会からもらっているが、研修の実施によって学校現場での消費者教育が定着しているのかあらためて伺いたい。 また、「鳥取県における消費者教育推進の取組」において、消費者行政と教育現場をつなぐ消費者教育コーディネーターの配置が急務、とあるが消費者教育支援員の育成、配置について進んでいるのか、2022年4月から高校生が成人としてすべての契約等の当事者となることを意識して取り組みが行われているのか、消費者教育においては地域を中心とする強固なネットワークの構築の下で取り組みを進めていく必要があるが状況は如何か、伺いたい。	(2段落目)学校現場での消費者教育の取組みに関して 2022年からの成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者被害の防止や救済を図るため、より一層効果的な消費者教育を実施することが必要であると認識している。 現在、高校では、教科の中で消費者問題を学習したり、関係機関と連携して専門家の話を聞くような機会を設けているところ。 また、本年度は、家庭科教員を対象とした消費者教育研修会を県教委主催で実施した。研修会を通じて、消費者教育の重要性を改めて認識したり、「社会への扉」(消費者庁作成)の活用についての意識が高まったりしており、今後の学校現場での消費者教育の実践に有効なものだったと考えている。次年度は、主に公民科の教員を対象とした研修会を開催する予定である。 今後も、高校生が社会の主役として主体的かつ適切に消費行動できるよう消費者教育の推進を図っていくこととしている。	・教育委員会(高等学校課)
	(3段落目)消費者行政と教育現場の連携(消費者教育コーディネーター等)の取組みに関して 消費生活センター(以下「センター」)では、消費者教育コーディネーターにあたる消費者教育支援員として、2016,2017年度に教員OBを東部、西部のセンターに配置し、学校における消費者教育の提案・アドバイス・授業の実施等を行い、消費者行政と教育現場との連携体制づくりを行ったところである。 2018年度以降は、消費者教育支援員の配置が終了したが、支援員が築いた連携体制を引き継いで、センター職員がその役割を担っている。 また、2022年4月からの成年年齢引下げを見据えて、センターと教育委員会の連携により2018年度から県内すべての高等学校で消費者教育授業が行われるよう働きかけているところであり、2018年度の実施率は約40%、2019年度は約80%(予定)で、2020年度には全高等学校で継続的に実施される見込みである。 また、県金融広報委員会と連携し、ファイナンシャルプランナー、消費生活相談員などの有識者による進学、就職前の高校生に対する金融教育・消費者教育出前講座にも取り組んでいる。 消費者教育は、県消費者教育推進計画に基づいてセンターが中心となりながら、教育機関、外部専門家、地域団体、福祉関係者、事業者団体、市町村等の多様な主体との連携の下で、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施することとしている。 引き続き関係者相互の連携を保ちながら消費者教育を実施していく。	・生活環境部(消費生活センター)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目（令和元年度）

要請事項	回 答	担当部局
(2) 鳥取県内の特殊詐欺の被害状況は前年同期と比較して認知件数、被害額とも大よそ半数に減っている。様々な取り組みが功を奏していると考ええるが、消費税が上がったことで、これに関わる還付金詐欺などが発生する可能性が高いと言われている。 あらためて、あらゆる特殊詐欺の被害に合わないよう県民に対しての周知をお願いしたい。	特殊詐欺被害を防止するため、県内のコンビニエンスストアの協力を得て、店内の電子マネー売場に詐欺の手口を知らせる啓発スイングポップを設置している。 また、改元、災害支援、消費税増税などを口実にした詐欺被害への注意喚起を行う新聞広告の掲載、消費者トラブルについて学ぶ県民向け公開講座の開催、県警と連携した不審事案や特殊詐欺被害情報の市町村との共有、HP・SNSによる速やかな注意喚起などに取り組んでおり、引き続き様々な媒体を活用した県民への周知に取り組む。	・生活環境部(消費生活センター)
3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化に関する要請について		
(1) 大学等修学支援法が成立し、2020年4月から低所得者層と言われる世帯への授業料減免や給付型奨学金が拡充されたことは高等教育無償化に向けて前進した。しかし、将来的な対象者の拡大は不透明であり、これまでの中間層への支援までもが後退しかねないなど、まだ多くの問題と課題が残されている。 教育機会の均等を、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育等すべての子どもに保障し教育費の無償化を漸進的に進められるよう、国に対して働きかけをしていたきたい。	幼児教育等、子育て・人財局の取組みに関して 幼児教育・保育については、従来より県と市町村で協力し、多子世帯を中心として保育料の無償化を進めてきたところ、2019年10月より、国の幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上の子ども全員と住民税非課税世帯の3歳未満の子どもの保育料が無償となった。 私立高等学校等に通う年収約590万円未満の世帯の高校生等については、2020年4月から、国において、就学支援金の上限額が引き上げられ、経済的負担が軽減される予定であるが、私立中学校に通う生徒についても、本県独自の私立中学校就学支援金等の制度を実施しており、昨年11月、国に対して、私立高等学校と同様に国における就学支援金の支給制度創設を要望したところである。 県では、高等教育無償化に係る制度の周知、申請の働きかけ等を行い、2019年9月に、申請のあった全ての大学等について、要件が満たされ、無償化対象校となることを確認した。その結果、2020年4月から、無償化対象校に通う住民税非課税世帯等の学生について、授業料等の免除・減免が実施されることとなったが、今後も、大学等からの無償化にかかる補助金申請や、無償化対象校の更新申請にかかる支援等を行うこととしている。	・子育て・人財局(子育て王国課)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和元年度)

要請事項	回 答	担当部局
(1)の続き	初等教育等、教育委員会の取組みに関して 小学校及び中学校においては、市町村等が要保護者への就学援助事業を行っている。また県立高等学校においては、就学支援金制度、授業料の減免制度、奨学給付金制度等を設けており、加えて県立の定時制・通信制課程に通う高校生のうち一定の要件を満たす生徒に対して、教科書及び学習書の購入代金を給付している。特別支援学校又は小中学校の特別支援学級等に就学する障がいのある児童生徒については、就学奨励費を支給し、給食費、学用品購入費、交通費等の負担軽減を図っている。これらの取組により保護者の負担軽減に努めているところであり、現行制度の継続や拡充を国に求めている。 また、高校生・大学生等を対象とした鳥取県育英奨学金などにより低所得者世帯の教育費を支援している。国において、2020年4月から低所得者世帯の学生を対象とした「高等教育の修学支援新制度」が実施され、支援額の増額や対象世帯が拡充されるが、現行制度で支援を受けている学生への影響等について、国の動きを注視していきたい。	・教育委員会(教育総務課)
(2) 奨学金制度の改善に向けて、アンケート調査や署名活動、アピール賛同などの取り組みを全国で進めてきた。結果、世論が高まり給付型奨学金の創設につながったことは成果として捉えているが、対象者は限定的で、多くの若者が貸与型奨学金に頼らないと進学できず、卒業後に返済に苦しんでいる状況は依然として続いている。鳥取県労福協は「奨学金に関する相談会」を実施し、奨学金の返済が困難な若者たちへの相談活動を行ったが、相談は多くなかった。しかし、鳥取県内に潜在的に窮地にたっている若者たちもいると考え、今後も相談活動を継続していく。 鳥取県が「未来人材育成奨学金支援助成金制度」によって、人材確保と奨学金返済支援を進めていることに敬意を表すが、職種の限定・募集人員・助成期間など、また、周知が十分に行われているのか等、今後検討していく課題もある。 については、家庭環境・雇用形態等で奨学金返済の負担感も著しく変わるものであり、若者の雇用確保等に向け、奨学金の返済に対しての積極的な取り組みをあらためてお願いしたい。	県では産業界等と連携し、「鳥取県未来人材育成基金」を設立し、同基金への出捐を行っており、同基金から県内の対象業種に就職された方に対し、各種奨学金返済への助成を実施している。 平成27年度に制度を開始して以来、業界団体等の協力を頂き、認定対象者の在学学校種別(専門学校を追加)や支給対象業種(H27:3業種⇒R1:8業種)、募集人員(H27:150人⇒R1:180人)等の拡充に努めている。今後も業界団体等の意見や要望も踏まえながら制度拡充を検討していく。 県広報誌や県政テレビ番組、新聞広告等を活用し情報発信するとともに、県内外の大学や保護者向けにチラシを郵送する等、制度周知を図っている。また、今年度開発する若者向けスマートフォンアプリを活用した制度周知も図っていく。	・交流人口拡大本部(ふるさと人口政策課)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和元年度)

要請事項	回 答	担当部局
(3) 10月より消費税10%となったことで、認可保育園や幼稚園、認定こども園に通う3歳から5歳児の保育料等は原則無償化となった。従前より、鳥取県は「子育て王国」として無償化について自治体と連携し、条件はあったものの、全国に先駆けて推進したことに敬意を表します。しかし、貧困の連鎖と言われる状況は、幼児から児童・高校生・大学生と年齢を重ねる過程で生まれてきている。持続可能な開発目標(SDGs)においても、第1に貧困をなくすことが掲げられている。日本において、子どもの相対的貧困は7人に1人とあり、貧困の連鎖が続いていくことも懸念される。「子育て王国」鳥取県として、この状況を解消すべく国への折衝や県独自の施策を更に進めていただきたい。	幼児教育等、子育て・人財局の取組みに関して 幼児教育・保育については、従来より県と市町村で協力し、多子世帯を中心として保育料の無償化を進めてきたところ、2019年10月より、国の幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上の子ども全員と住民税非課税世帯の3歳未満の子どもの保育料が無償となった。 県では、高等教育無償化に係る制度の周知、申請の働きかけ等を行い、2019年9月に、申請のあった全ての大学等について、要件が満たされ、無償化対象校となることを確認した。その結果、2020年4月から、無償化対象校に通う住民税非課税世帯等の学生について、授業料等の免除・減免が実施されることとなったが、今後も、大学等からの無償化にかかる補助金申請や、無償化対象校の更新申請にかかる支援等を行うこととしている。 また、保育士資格取得を目指す学生に対して、修学資金の貸付を行っているほか、県内に就職する保育士・幼稚園教諭に対する奨学金の返還支援を実施している。 私立高等学校等に通う年収約590万円未満の世帯の高校生等については、2020年4月から、国において、就学支援金の上限額が引き上げられ、経済的負担が軽減される予定である。 加えて、県内の市町村に住所を有し県内の高等学校等へ通学する者に助成する市町村に対して支援することにより、通学費用を理由に、子どもたちが高等学校での希望する学びをあきらめることがないよう支援する高校生通学費助成事業をR2年度より実施するよう検討中である。	・子育て・人財局(子育て王国課・総合教育推進課)
	子どもの貧困対策等、福祉保健部の取組みに関して 県では、平成27年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、これまで、子どもの居場所づくりや学習支援の推進、など県独自の子どもの貧困対策を進めてきた。 引き続き、市町村や関係機関・団体と連携し、鳥取県における子どもの貧困対策の一層の充実に取り組んでまいりたい。	・福祉保健部(福祉保健課)
(4) 生活困窮者自立支援法の改正を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の着実な発展と支援体制の強化を図り、誰もが社会的に孤立することなく、自立できる支え合いの社会・地域づくりにつなげていく必要がある。 地域で支える受け皿となる企業・団体へのインセンティブ(優先発注、助成等)を確保するために就労準備支援事業へのインセンティブの実効化、拡充を図っていけるよう、国・県・自治体が連携した取り組みを早急に進められたい。	県では、生活困窮者自立支援制度における就労訓練事業に認定された企業への県での優先発注の設定、中間的就労支援(職場見学・就労体験の機会提供による就労に向けた段階的支援)に協力する企業の開拓・育成など行っている。 今後も、引き続き、県内の企業・団体が就労訓練事業などにより生活困窮者の就労に向けた支援に参画していただくよう、市町村と協力して取り組んでまいりたい。	・福祉保健部(福祉保健課)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目（令和元年度）

要請事項	回 答	担当部局
(5) 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえ、児童虐待防止法、児童福祉法が改正され、2020年4月から順次施行されることになった。親権者の体罰禁止や児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化等が盛り込まれる。 鳥取県労福協が運営する「ライフサポートセンターとっとり」が開催している「こころの相談会」においては様々な相談があり、DV、ひきこもり等で悩んでいる家族や本人は、相当厳しい状況におかれ、相談にきている。 法改正だけに留まらず鳥取県として、県内自治体における実態把握、体制整備、関係機関の連携強化などによって、孤立する人、世帯を無くしていく施策をお願いしたい。	本県の児童相談所は、子どもの安全確認等の児童虐待への対応方針を国の運用よりも厳格に実行し、さらに、この度の法改正による弁護士配置をはじめとする児童相談所の体制強化策の多くを今年度中に対応するなど、児童虐待に適切に対応できる相談体制の強化を図っている。 児童虐待防止にあたっては、子育て支援・家族支援の観点から早い段階から家庭に寄り添い、支援することが重要である。虐待の背景にあるDVや社会的孤立等の生活上の諸課題にも市町村をはじめとする関係機関との連携強化により適切に対応することと併せ、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、さらに、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目ない支援を提供できるよう、引き続き、子ども家庭相談分野の全体的な体制整備を図っていく。	・子育て・人財局(家庭支援課)
4. 暮らしの安心・安全の確保について		
(1) 「貧困や孤食・社会的孤立などの人たちに「つながりを得られる場所」として「子ども食堂」「地域食堂」が設立され、これらに食材提供する目的で「フードバンク」の立ち上げが全国で進んでいる。鳥取県労福協は労働団体、労働福祉事業団体、協同組合、子どもの居場所ネットワークなどと連携して、家庭で余った食材の提供を受ける「フードドライブ」を実施している中で活動を理解し、協力する人たちの輪が大きくなっていることを実感している。 「フードバンク」を食品提供と災害時の食料支援システムと位置づけて、鳥取県労福協は「フードドライブ」の継続と「暮らしの安心・安全の確保」、「社会的孤立の解消」に向けた「フードバンク」の意義を確認して、活動を今後も進めていくことにしている。 鳥取県をはじめ各自自治体の理解と協力によって「フードドライブ」、「フードバンク」の活動が更に広がるものと考えていることから、フードドライブの回収基地の設置など、今後の活動に対する連携、支援、協力を、県をはじめとする各自自治体をお願いしたい。	子どもの居場所ネットワーク等、福祉保健部の取組みに関して 県労福協のフードドライブをはじめ、県内事業者等から「とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”」が食材提供を受け、県内の各こども食堂・地域食堂に届ける活動が広がっている。 今後も、「子どもを支えたい」「地域交流の場をつくりたい」といったこども食堂等の地域貢献活動の継続・充実を図るため、県内でも広がりを見せるフードドライブ等の取組みとの連携を深めたい。	・福祉保健部(福祉保健課)
	フードドライブ等、生活環境部の取組みに関して 食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減を重要課題として、フードドライブ事業を鳥取県生活協同組合に委託して実施し、イベントや職場等での余剰食品の回収等を実施している。また、平成30年度に関係者と「鳥取県食品ロス削減推進協議会」を立ち上げ、食品ロス削減キャンペーン(パネル展示や店頭での啓発活動)の実施や流通過程で発生する余剰食品の有効活用など、フードバンク活動がより効果的・効率的に取組めるシステムについての検討を行っている。	・生活環境部(循環型社会推進課)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目（令和元年度）

要請事項	回 答	担当部局
(2) 今般、厚労省より再編や統合の議論が必要とされる公立・公的病院名が公表された。知事は このことに対し、遺憾であるとのコメントを寄せられた。鳥取県のような人口減少県にある病院の患者数、手術数が少ないことは当たり前のことであり、これを原因にして病院を減らすことは市町村の高齢者にとって死活問題である。地域創生を進めようとしている中において、地域医療は高齢者が安心して暮らせる大きな要因であり、財政が厳しい中で病院は訪問医療等を行いながら細やかな医療を提供している。 鳥取県として、統廃合は認めないとの断固たる決意で地域医療の確保に努めていただきたい。	厚生労働省による突然の病院名公表により、当該病院や地域住民に大きな不安が生じていることから、令和元年10月4日に国と地方の協議の場が設けられ、同年12月24日には第3回目の協議が開催されたところであり、こうした場を通して、病院名公表による地方の混乱、再検証スケジュールの延期等について国に対して強く要望を行った。 県内の地域医療構想調整会議では、引き続き安心安全な地域医療の確保の観点も十分に踏まえて議論していくこととしている。	・福祉保健部(医療政策課)
5. 大規模災害等での対策、防災対策について		
(1) 台風による甚大な被害が各地で続いているが、地震の被害に加えての被害地もあり復興はままならない状況と言える。停電や断水による2次被害は住民生活に不安と絶望を感じさせるものである。関東東北での台風被害は都会と言われる所に大きな被害を与え、復旧に長い時間を費やし、普段の生活が儘ならぬ状況にあったことについては驚きでもあった。また、鳥取県においても数時間の停電が続いた地域もあり、不安な時間を過ごすこととなったことはあらためて自然災害の脅威を感じるようになった。 鳥取県は自宅等の耐震測定の申請を求め、耐震化への改修工事に対しての補助を行っているが様々な原因があると考えられるが十分な成果に繋がっていない。倒壊した建物などの妨げで救済・復旧に掛かる大きな負担や長い時間が予想される。 ついては、あらためて住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害の準備として、建築物の診断も含め、避難訓練や防災に対する意識強化を更に進めていただきたい。	避難訓練、防災に関する意識強化等、危機管理局の取組みに関して 県では、鳥取県自主防災活動アドバイザー派遣制度により、有識者等を自主防災組織等(自治会等)や企業に派遣し、避難訓練の指導・助言を行うことにより、避難訓練の普及啓発を行っている。また、日野ボランティアネットワークに委託して、住民主体の防災体制づくりを支援している。今後も、これらの取組を継続するとともに、防災士等の地域防災リーダーや自主防災組織数の増加を図り、大規模災害に備えた避難訓練などの共助の取組がますます活発に行われるように取り組んでいきたい。 耐震化改修工事に対しての補助等、生活環境部の取組みに関して 住宅・建築物の耐震化については、県、市町村で協調して耐震診断、改修設計、耐震改修を行う所有者に対して補助を行っている。これまでも県・市町村の広報等を通じて耐震化の必要性や補助制度の周知に努めているが、耐震化率等を見る限り、それらが十分に浸透しているとはいえない状況である。今後は、市町村と連携して、所有者への戸別訪問やダイレクトメールの実施、地域勉強会の開催などにより、耐震化の必要性及び補助制度の普及啓発に取り組んでまいりたい。	・危機管理局(消防防災課) ・生活環境部(暮らしの安心局 住まいまちづくり課)